

基本協定書（案）に関する質問書

No	頁	章	節	項	目	項目名	内容	回答
1	2	11				統括責任者の配置	代表企業が統括責任者を配置するとありますが、代表企業は設計業務の委託契約には関わられません。この場合、契約上の業務履行責任は負えないという理解でよろしいでしょうか。	設計業務の契約上の責任についてはご理解の通りですが、基本協定書第6条事業者の相互協力義務に従って、円滑な事業実施に努めていただきますようお願いします。